

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三二九
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件二件 三三九
- 道路の区域を変更する件 三三〇
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 三三〇

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三三〇
- 県管土地改良事業の工事が完了した件二件 三三〇
- 一般競争入札を行う件 三三三
- 福島県教育委員会教育長
- 公金の徴収の事務を委託した件の一部を改正する件 三三三

告 示

福島県告示第四百十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年八月三十日から同年九月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島南モール 福島県福島市黒岩字浜井場五番地の一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年八月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市内郷高野町三大明神下一の一、一の二、一の四、一の五、一の七、一の九、一の一〇、二の一から二の七九まで、棚合六七の一から六七の五まで、六七の八、川平七五の一、七五の三、七五の四、七五の七
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種を定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年八月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡塙町大字台宿字関沢一七四、一九三から一九五まで、一九八、二一七、字滝沢三〇、四〇の二、字中稲沢三六七の一、大字伊香字小赤沢一の一、一の三、二、字南沢六の九、六の一から六の一七まで、六の一九から六の三六まで、六の六八
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、埴町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び埴町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十三年八月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
県道岳温泉線	二本松市永田字長坂園 有林一四林班う二小班 地先から 同 市永田字長坂園 有林一四林班う二小班 地先まで	変更前	一〇・〇}	二五〇・〇
		変更後	一一・六}	二六一・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十三年八月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 施行者の名称 福島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画下水道事業（福島市土湯温泉町特定環境保全公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 平成六年三月十一日
- 四 事業施行期間（変更前） 平成六年三月十一日から平成二十三年三月三十一日まで

(変更後) 平成六年三月十一日から平成二十三年三月三十一日まで

五 事業地 取用の部分 変更なし。

使用の部分 なし。

(下水道課)

公 告

公告第五百一十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年八月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年八月十九日
 - 二 名称 特定非営利活動法人 FUKUSHIMA再生プロジェクト
 - 三 代表者の氏名 志賀 公平
 - 四 主たる事務所の所在地 いわき市平下洗川字剱町三十二番地の六十六
 - 五 定款に記載された目的 この法人は、平成二十三年三月十一日の東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故により、被害を被っている福島県内の住民及び事業者に対して、さまざまな援助活動を実施することにより、県内の被災地域の住民及び事業者が再生、復興していくことに寄与することを目的とする。
- (文化振興課)

公告第五百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、石井地区に係る県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の工事は、平成二十三年七月二十日完了したので公告する。

平成二十三年八月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

公告第五百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、

岸地区に係る県道一般競争入札工事の平成二十三年七月二十日完了したの
 公告する。

平成二十三年八月三十日

県 知 事 佐 藤 雄 平
 (職 名 記 録)

公告第154号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける平成23年度福島県住宅及び建築物アスベスト台帳整備業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成23年8月30日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定業務の名称及び数量 平成23年度福島県住宅及び建築物アスベスト台帳整備業務 一式
 - (2) 調達をする特定業務の仕様等 仕様書による。
 - (3) 履行期間 契約締結の日から平成24年3月23日まで
 - (4) 履行場所 福島県東北建設事務所、福島県会津若松建設事務所、福島県喜多方建設事務所及び福島県南会津建設事務所管内
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定による指定道路に関するデータ作成業務その他の建築行政に係る業務又は建築設計業務(国又は地方公共団体と直接契約したものに限る。)の全部又は一部を履行した実績がある者であること。
 - (5) 地理情報システムデータ作成業務(国又は地方公共団体と直接契約したものに限る。)の全部又は一部を履行した実績がある者であること。
 - (6) 一級建築士の資格を有する者を主任技術者として当該契約に係る業務に適正に配

置できる者であること。

(7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のライバシーワークの付与認定を受けている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(7)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成23年9月22日(木)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県土木部土木総室土木総務課

電話番号024-521-7455

4 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、390円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで、平成23年9月14日(水)午後5時までに必着で請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成23年10月11日(火)午後1時30分 福島県庁本庁舎1階土木部土木総務課分室(福島県福島市杉妻町2番16号)

なお、郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月7日(金)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係

る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると福島県知事が認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

なお、入札説明書については、福島県土木部建築総室建築指導課ウェブページ (<http://www.pref.fukushima.jp/kenchiku/data/shido/shi/nyusatu/asubesato23.htm>) からダウンロードして入手することができる。

10 Summary

(1) Nature and quantity of products : 2011 Record compiling related to the use of asbestos for the prefectural housings and buildings 1 set

(2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m., 11 October 2011

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00 p.m., 7 October 2011

(4) Contact point for the notice : General Affairs Division, Public Works Office, Public Works Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma - cho, Fukushima - shi, Fukushima 960-8670, Japan TEL 024-521-7455

(建築指導課)

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第二号

公金の徴収の事務を委託した件(平成二十三年福島県教育委員会教育長告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月三十日

福島県立美術館長 酒 井 哲 朗

三中「同年七月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

(総務課)